



### 相続税及び贈与税の税制改正（令和6年1月1日施行）

令和5年度税制改正により、暦年課税と相続時精算課税制度が大幅に改正されています。贈与税は受贈者ごとに、毎年1月1日から12月31日までの1年間に110万円の非課税枠があり、これを基礎控除といいます。基礎控除内の贈与であれば贈与税は発生しませんが、110万円を超えると、その超えた部分に対して一定の税率により贈与税が課税されます。

今回は、暦年課税の改正項目について説明します。

暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直しが行われ、相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前**7年以内**（改正前は3年以内）にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算することとされています。

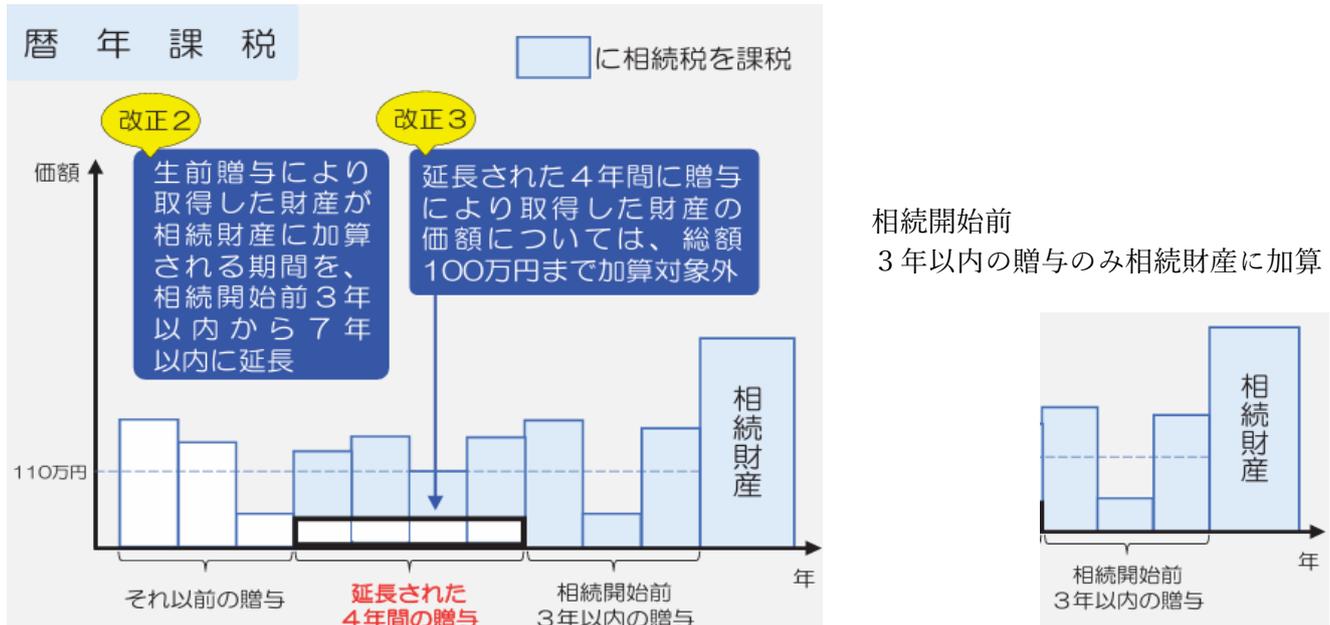
なお、その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産**以外**の財産については、その財産の価額の合計額から**100万円を控除した残額**を相続税の課税価格に加算することとされています。

具体的には、下記の通りとなります。

（国税庁HPより抜粋）

#### 【令和6年1月1日以後に贈与を受ける場合】

#### 【改正前の暦年贈与の場合】



#### 加算対象期間について

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～		相続開始前7年間